

新潟県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会表彰規則（昭和38年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 表彰は、次に掲げる者について行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、次の方法により行う。</p> <p>(1) 表彰状は、<u>前条第1項第1号から第7号まで</u>のいずれか又は同条第2項に該当する者に授与する。</p> <p>(2) 賞状は、<u>前条第1項第8号</u>に該当する者に授与する。</p> <p>(3) 感謝状は、<u>前条第1項第9号</u>に該当する者に贈呈する。</p> <p>(4) <u>前条第1項第10号</u>に該当する者については、前各号に準じて授与又は贈呈する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰（<u>第2条第1項第1号から第6号まで及び第2項に掲げる者に対するものに限る。</u>）を行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 表彰は、次に掲げる者について行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 学術文化の向上発展に貢献し、その功績が著しい者</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、次の方法により行う。</p> <p>(1) 表彰状は、<u>前条第1項第1号から第8号まで</u>のいずれか又は同条第2項に該当する者に授与する。</p> <p>(2) 賞状は、<u>前条第1項第9号</u>に該当する者に授与する。</p> <p>(3) 感謝状は、<u>前条第1項第10号</u>に該当する者に贈呈する。</p> <p>(4) <u>前条第1項第11号</u>に該当する者については、前各号に準じて授与又は贈呈する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰（<u>第2条第1項第1号から第7号まで及び第2項に掲げる者に対するものに限る。</u>）を行わないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。